

老人福祉法に基づく届出について（地域密着型サービス以外）

介護保険法に基づく介護保険事業者としての指定を受けるには、老人福祉法に基づく事業開始届を行う必要があります。また、届出事項に変更があったときや事業を休廃止する場合には、それぞれの届出が必要となります。

1 介護保険法と老人福祉法

介護保険法における地域密着型サービスの事業名と老人福祉法における事業名は次のような関係になっています。

介護保険法上の事業名	老人福祉法上の事業名
(介護予防) 訪問介護	老人居宅介護等事業（老人福祉法第5条の2第2項）
(介護予防) 通所介護	老人デイサービス事業（老人福祉法第5条の2第3項）

2 老人福祉法の届出が必要な事項

(1) 新規指定の場合

介護保険法の事業名	(介護予防) 訪問介護	(介護予防) 通所介護
老人福祉法の事業名	老人居宅介護等事業	老人デイサービス事業
老人居宅生活支援事業開始届出書 (第29号様式の4)	必要	必要
老人デイサービスセンター等設置 届出書(第29号様式の7)	不要	必要
定款の写し及び指定通知書の写し	必要	必要

※ 収支予算書、事業計画書は、介護保険事業者指定の際の添付書類となっていることから添付は不要とします。

(2) 事業内容を変更する場合

介護保険法の事業名	(介護予防) 訪問介護	(介護予防) 通所介護
老人福祉法の事業名	老人居宅介護等事業	老人デイサービス事業
老人居宅生活支援事業変更届出書 (第29号様式の5)	必要	必要
老人デイサービスセンター等変更届出書 (第29号様式の8)	不要	必要

※ 変更届の提出を必要とする事項は、次の2点です。

- ア) 届出者の名称、所在地及び代表者の変更があった場合
- イ) 施設の名称、種類及び所在地の変更があった場合

(3) 事業を廃止・休止する場合

介護保険法の事業名	(介護予防) 訪問介護	(介護予防) 通所介護
老人福祉法の事業名	老人居宅介護等事業	老人デイサービス事業
老人居宅生活支援事業廃止 (休止) 届出書 (第 29 号様式の 6)	必要	必要
老人デイサービスセンター等廃止 (休止) 届出書 (第 29 号様式の 9)	不要	必要

3 届出の提出方法及び時期

	提出方法	提出時期
事業開始届	来庁	介護保険事業者の指定申請に合わせて提出 【添付書類】 定款の写し及び指定通知書の写し
変更届	郵送	変更の事実が発生してから <u>10日以内</u> に、介護保険事業所の変更届とあわせて提出 【老人福祉法上の変更届】 変更届の提出が必要な事項は次の2点です。 ①届出者の名称、所在地及び代表者の変更があった場合 ②施設の名称、種類及び所在地の変更があった場合 ※その他の事項については、介護保険法の変更届をもって、老人福祉法による届出があったものとみなします。
休・廃止届出	郵送	介護保険事業所の休・廃止届とあわせて提出